

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様へ

シルバー人材センターボランティア保険制度のご案内
2025年度

※シルバー人材センターボランティア保険は「ボランティア活動保険」の愛称です。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

取扱代理店（お問合せ先）：株式会社全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8

NCO 神田須田町 5F

TEL：03-3252-2012

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課 公務第一部公務第二課

TEL：03-3515-4124

24T-001671 2024年12月作成

■制度の概要

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下、「全シ協」という。）を保険契約者とし、全シ協の会員となっている各シルバー人材センター（以下、「センター」という。）が主催するボランティア活動事業（社会参加活動、サークル活動等含む）において、被保険者（ボランティア活動への参加者）がボランティア活動に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や、ボランティア活動中もしくは現場への往復途上中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金をお支払いする団体保険制度です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全シ協が有します。

■契約事務の流れ

年間加入の場合

- (1) 2025年4月1日時点で登録が予定されているボランティア会員（ゴールド会員等）について、別紙 様式①「シルバー人材センターボランティア保険制度」加入者通知書へ記載し、2025年3月18日までに全福サービスへFAX送信をお願いします。（FAX後、各シルバーでコピーを取って、本紙を後送）。

《取扱代理店》（お問合わせ・書類送付先）

（加入者通知書FAX & 郵送先）

株式会社全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8 NCO神田須田町5階

TEL：03-3252-2012 FAX：03-3258-8878

- (2) 「加入依頼書兼加入者通知書」記載の保険料を2025年3月18日までに、下記口座へ送金してください。

（着金日を含め、保険始期日前の事故は補償できません）。

（振込口座）

GMO あおぞらネット銀行 オアシス支店 普通預金口座 口座名義：株式会社全福サービス ※ 口座番号は、シルバー人材センター毎に異なります。
--

シルバー人材センター毎の振込口座情報は、全福サービスホームページに掲載しております。以下の手順でご確認ください。

- ① 「取扱保険の種類」をクリックしてください。
- ② 「シルバー人材センター関係団体保険等」をクリックしてください。
- ③ 新しく表示された画面を下にスクロールしていただくと、「保険料・掛金振込口座確認ツール」がございますので、クリックしてください。
- ④ 新しく表示された画面の上部にある「ファイルのダウンロード」をクリックしてください。ファイルをダウンロードしていただき、振込口座情報をご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.zenpuku.co.jp>

中途加入の場合

4月1日以降に登録されたボランティア会員（ゴールド会員等）については、都度、上記（1）と同じ手続きを行います。

なお保険料については、上記（2）記載の振込口座に送金してください。記載不備の無い「加入依頼書兼加入者通知書」の到着日、もしくは着金日のいずれか遅い日の翌日より補償を開始します。

（「加入依頼書兼加入者通知書」の到着日および着金日を含め、それ以前の事故は補償できません）。

■商品改定のお知らせ

2025年1月1日以降始期契約より、ボランティア活動保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。改定に伴う補償内容および保険料の変更はございません。

■保険料

ボランティア1名あたり：240円（年間加入・中途加入も一律）

■保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

※中途加入の場合は、加入手続き終了日（保険料着金日）の翌日午前0時から、翌4月1日午後4時までとなります。（いつ加入しても保険料は同じです）

■契約形態

《契約者》 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 様

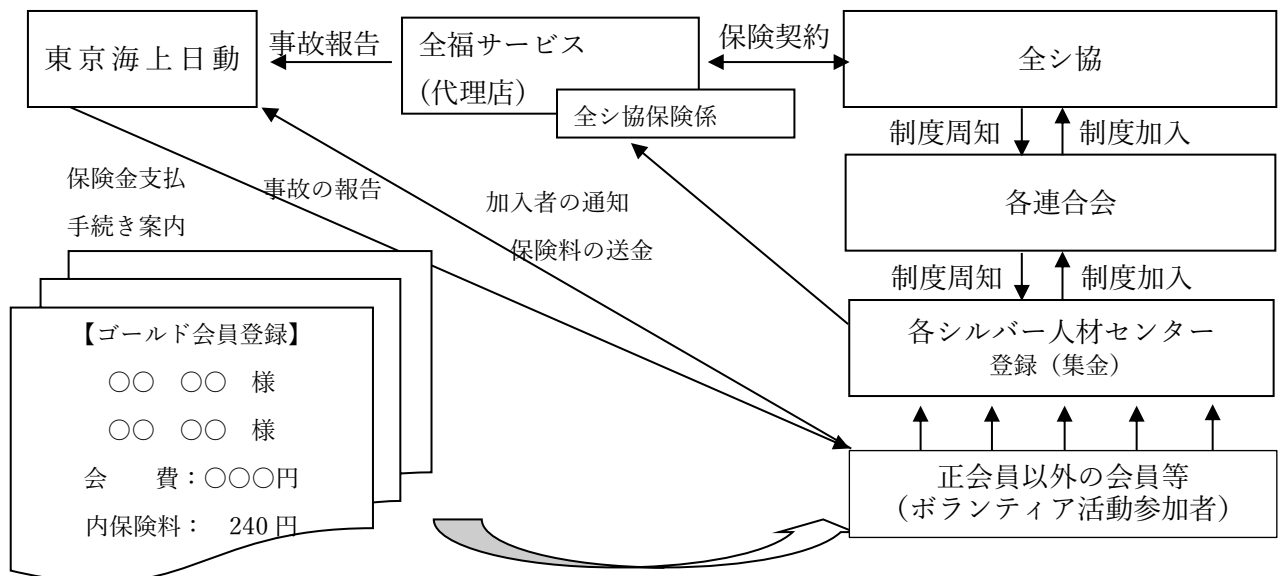
《保険加入者》 各シルバー人材センター 様

《被保険者》 センターが主催するボランティア事業への参加者※

※ゴールド会員等、事前にセンターへ制度参加者として登録申し込みをされた方を対象とします。

《取扱代理店》 株式会社全福サービス

《引受保険会社》 東京海上日動火災保険株式会社



■保険の仕組み

シルバー人材センターボランティア保険制度は、次の2つの担保条項から構成されています。

(1) 賠償責任担保条項

事前に登録された活動参加者（シルバー保険加入対象者を除く）が、ボランティア活動に伴い、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したこと等について、ボランティア個人として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<支払限度額>

対人・対物共通 : 1事故につき1億円（免責金額1,000円）

(2) 傷害担保条項

事前に登録された活動参加者（シルバー保険加入対象者を除く）が、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって被る傷害に対して、保険金をお支払いします。

<保険金額>

死亡・後遺障害保険金 : 510万円（後遺障害の場合は等級により金額の4～100%）

入院保険金日額 : 3,000円（180日限度）

通院保険金日額 : 2,000円（90日限度）

なお、賠償責任担保条項、傷害担保条項とも、上記以外の条件ではご加入いただけませんので、ご了承ください。

■お支払いする保険金

・お支払いの対象となる損害・傷害

(1) 賠償責任担保条項

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、東京海上日動火災保険株式会社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が東京海上日動火災保険株式会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために東京海上日動火災保険株式会社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないこと

が判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または東京海上日動火災保険株式会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

東京海上日動火災保険株式会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が東京海上日動火災保険株式会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額がお支払いの限度となります。

※②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、「損害賠償金>支払限度額」となる場合は、争訟費用については、次の算式により算出される金額をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(2) 傷害担保条項

① 死亡保険金

傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(※) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を控除した残額をお支払いします。

② 後遺障害保険金

傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

(※) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③ 入院保険金

傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、入院保険金は重複してのお支払いはできません。)

④ 手術保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院保険金日額の10倍（入院中以外に受けた手術の場合は5倍）をお支払いします。

(1回の事故につき、1回の手術に限ります。)

⑤ 通院保険金

傷害により、その直接の結果として事故の発生の日から180日以内に通院（往診を含みます。）した場合、1日につき通院保険金日額をお支払いします。

(支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日

を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、通院保険金は重複してのお支払いはできません。）

■保険金をお支払いする場合

(1) 賠償責任担保条項

次の①～③の事由による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、および④の事由について被保険者が保管物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- | |
|--|
| <p>① ボランティアによるボランティア活動中に発生した偶然な事由
＜事故例＞ ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせてしまった。</p> <p>② ボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由
＜事故例＞ ボランティア活動で配ったおにぎりによって食中毒が発生した。</p> <p>③ ボランティアによるボランティア活動の結果に起因する偶然な事由
＜事故例＞ ボランティア活動において、組み立て業務を行ったが、組み立て方を誤ったため、使用中に対象物が壊れ使用者がケガをした。</p> <p>④ ボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失、盗取または詐取
＜事故例＞ 清掃ボランティア活動中、手を滑らせて高価な花瓶を落とし、割ってしまった。</p> |
|--|

※上記の事故例は東京海上日動火災が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

(2) 傷害担保条項

<p>被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害（*）に対して、保険金をお支払いします。</p>
--

- | |
|---|
| <p>（*）傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。</p> <p>ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、含みません。</p> |
|---|

■お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害（「傷害担保条項においては「傷害」）に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、ご契約者にお渡ししております保険約款でご確認ください。

(1) 賠償責任担保条項

- ① ご契約者・被保険者・これらの者の代理人の故意
- ② 地震・噴火・津波
- ③ 戦争・内乱・暴動等
- ④ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する事故
- ⑥ 航空機・自動車等・銃器の所有・使用・管理に起因する事故
- ⑦ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑨ 提供物の瑕疵による提供物自体の損壊に対する損害賠償責任 等

(2) 傷害担保条項

- ① ご契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用して自動車等を運転している間に生じた事故
- ④ 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠・出産・早産・流産
- ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。）
- ⑦ 地震・噴火・これらによる津波
- ⑧ 戦争・内乱・暴動等
- ⑨ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑪ 自動車等の乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故
- ⑫ 海難救助ボランティア活動・山岳救助ボランティア活動・森林ボランティア活動（野焼き・山焼きを行うものまたはチェーンソーを使用するものに限ります。）・害獣駆除ボランティア活動（銃器を使用するものに限ります。）をしている間に生じた事故
- ⑬ 職業または職務に従事している間に生じた事故 等

■用語の説明

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次のいずれかに該当する方をいいます。 ア. ボランティア活動団体の構成員 イ. センターの委嘱を受けた者またはセンターに登録した者
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次に掲げる活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償の活動を除きます。(交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。) ア. センター、もしくはセンターに登録されたボランティア活動団体の会則(名称を問いません。)に則り企画、立案された活動 イ. センターの委嘱を受けた、またはセンターに届け出た活動
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居・施設を出発してから住居・施設に到着するまでの間を含みます。
ボランティア活動団体	センター、もしくはセンターの委嘱を受けた、センターに登録した団体をいいます。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的变化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

■事故が発生した場合

- ・保険事故が発生した場合は、別紙様式②「シルバー人材センターボランティア保険制度事故報告書」を取扱代理店である全福サービスまでFAXしてください。
 - ・「事故報告書」に伴い東京海上日動より連絡がありますので、その指示に従って保険金の請求手続きを行ってください。実際の請求時には東京海上日動の事故対応担当者より具体的な指示がありますので、それに従ってください。
- (必要に応じて、東京海上日動より損害調査が行われることがありますので、ご留意ください。)

■ ご注意事項

・ もし事故が起きたときは

<賠償責任担保条項>

保険事故または保険事故の原因となる偶発な事故が発生したことを保険加入者または被保険者が知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

<傷害担保条項>

被保険者が傷害を被った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度等の必要事項を代理店または保険会社にご通知ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

・ ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

・ 示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますのでご注意ください。

・ 保険金請求の際のご注意

責任保険（賠償責任担保条項）において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

・ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈クーリングオフ〉

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

〈通知義務〉

ご加入後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または保険会社にご連絡ください。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合(賠償責任担保条項のみ)〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険料についての注意点〉

年間加入の場合は、P.2■契約事務の流れ・年間加入の場合(2)に記載の日までに払い込みください。中途加入の場合は、補償開始希望日の前日までに払い込みください。保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあり、保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約（ご加入者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること）については、ご契約の代理店までご連絡ください。

この保険では、解約時に解約返れい金をお支払いすることはできません。

〈満期返れい金・契約者配当金〉

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

〈代理店の業務〉

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人）である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈個人情報取扱い〉

東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

このご案内書は、シルバー人材センターボランティア保険制度の概要を紹介したものです。シルバー人材センターボランティア保険制度に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)